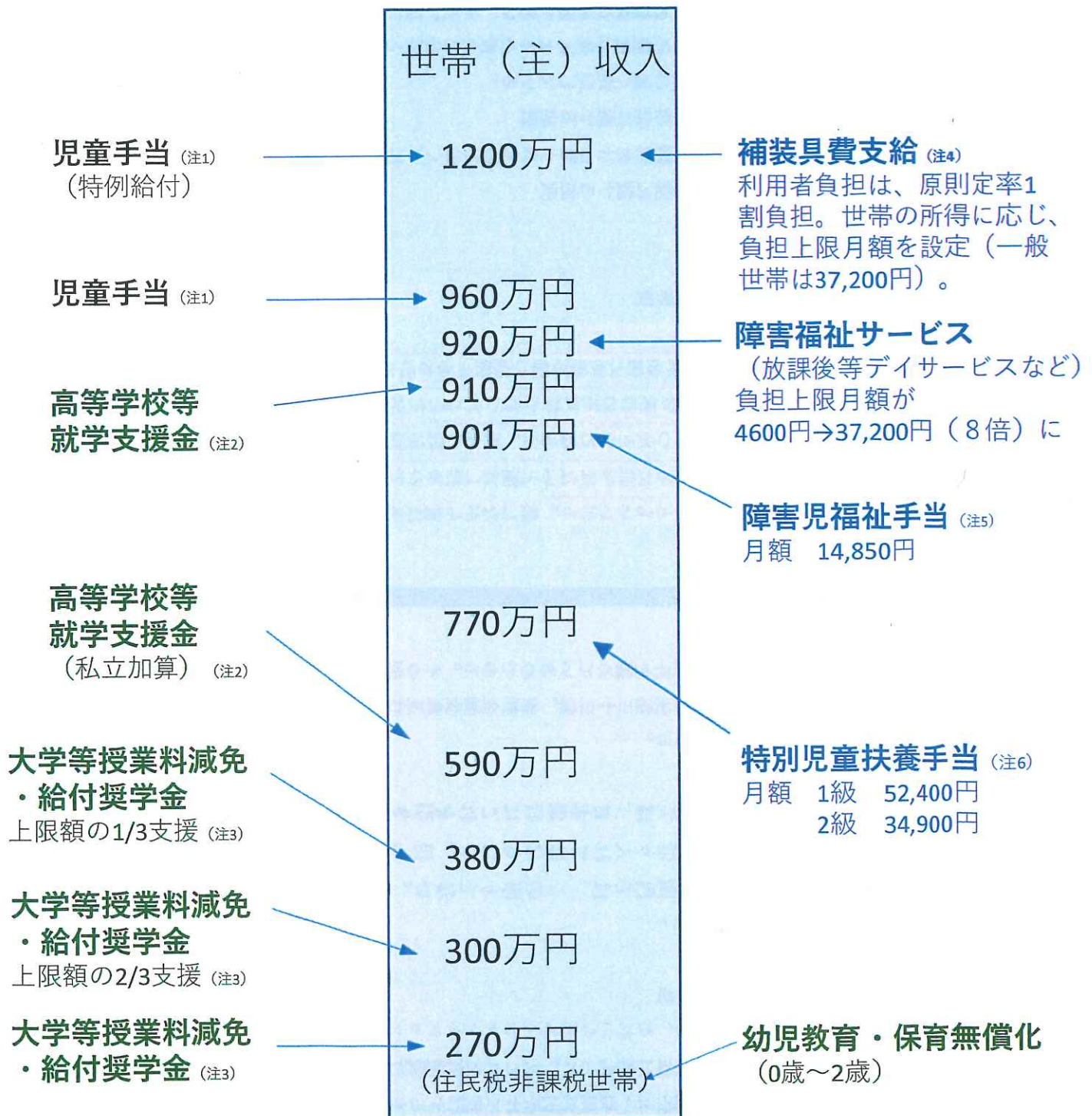


子育て・教育・障害児福祉 にかかる所得制限の一覧



注1.扶養親族等の数が3人の場合（児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等）で、児童を養育している人の収入目安。

注2.両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の世帯の収入目安。

注3.4人家族（本人：18歳、父：給与所得者、母：無収入、中学生）の年収目安。

注4.2003年度国民生活基礎調査における上位所得10%に相当する額が年収約1200万円であったことから、これを、同一世帯に障害者が1人いる3人世帯として、市町村民税の所得割に換算し、所得割46万円以上の者については支給対象としないこととした。

注5.扶養親族等の数が3人の場合で、受給資格者（重度障害児）の配偶者及び扶養義務者の収入目安。

注6.扶養親族等の数が3人の場合で、受給資格者本人（障害児の父母等）の収入目安。

2023年2月1日 衆議院予算委員会 配付資料 出典：内閣府・文部科学省・厚生労働省ホームページ、障害者福祉研究会編『逐条解説障害者総合支援法第2版』（中央法規、2019）より宮本徹事務所作成 日本共産党 宮本徹